

## 平成28年度特定侵害訴訟代理業務試験

### 論点〔事例問題1〕

#### 問1 起案

- 1 差止請求、廃棄請求、損害賠償請求に関する請求の趣旨の内容
- 2 特許法第102条第2項の要件事実と当てはめ（損害額の計算を含む）
- 3 充足論（被告の非充足論に対する反論）
- 4 訂正の再抗弁の要件事実と当てはめ
- 5 具体的な訂正案の策定

#### 問2 小問

- （1）ア 無権代理人が締結した契約について、本人の追認（民法第113条）、  
相手方の取消権（民法第115条）及び意思表示の効力発生時期（民法第97条第1項）の理解  
イ 代理権消滅後の表見代理（民法第112条）の理解
- （2）ア 既判力の主観的範囲及び民事訴訟法第115条第1項第3号の理解  
イ 棄却判決の確定した前訴の口頭弁論終結日以降に発生したとする損害を  
対象とする、同一当事者間の同一特許権に基づく損害賠償請求訴訟における  
訴訟法上の信義則（民事訴訟法第2条）の適用